虐待と その周辺領域 5

“包括的虐待”から読み取る 虐待間の関係と移行

橋本 和明（花園大学社会福祉学部教授）

“包括的虐待”という視点に立つことで、児童虐待に限らず、配偶者虐待や高齢者虐待などさまざまな虐待との関係を読み取れることを前回に述べた。さらに、虐待に限らず、いじめやハラスメントという問題の理解も容易になると述べた。今回は包括的虐待についてのまとめをしてみたい。

まず、包括的虐待として捉えることで、虐待そのものに生じている家族関係や人間関係をより多面的に理解できることが挙げられる。児童虐待を例に挙げるとするならば、虐待をする親と虐待を受ける子どもとの親子関係だけを見ていたのでは理解は不十分である。世代間伝達といわれる親自身の生い立ちの中での被虐待経験やそこでの親子関係、あるいはその親がどのようなパートナーを選んで暮らしているのか、パートナーの影響力をどれほど受けているのかといった関係性も現にある児童虐待に大きく影を落としていることが少なくない。つまり、虐待者と被虐待児、あるいは世代間を超えた親子関係という“縦の関係”だけを見るのではなく、パートナー関係という“横の関係”も同時に理解していくことで虐待というケースそのものがはじめて立体的に映し出され、そこに、虐待の防止や介入への新たな糸口が見えてくる。そのためにも、これまでから筆者が述べている包括的虐待として捉えていくことが望ましい。

それ以外の利点として、単一の虐待にしか着目していてはわからないが、それを包括的に捉えることで共通した要因が理解でき、虐待の本質に迫ることができる点である。

その代表的な要因の一つが、**「被害と加害の逆転現象」**である。虐待が別の虐待に移行する場合、虐待と虐待の間には被害と加害の逆転が生じたり、反復されたりしやすい。その理由はいろいろ考えられるが、虐待を受けたことによる心の傷はあまりにも深いため、そこから回復するには、被害から加害への逆転という選択肢をとることがもっとも容易とされるからである。

二つ目の共通した要因としては、**「立場や役割との関係」**が挙げられる。児童虐待をしてしまう親は、自分が親であること、親権者であることに独特の認知をしていることが少なくない。また、配偶者虐待では、「男であるから、女であるから」というジェンダーの役割や立場にこだわりやすい。高齢者虐待や施設内虐待においても、介護や仕事という役割から生じる場合が多く、いずれの虐待についても虐待者と被虐待者の置かれている閉鎖的で固定された立場から発生しやすい。つまり、立場や役割がうまく機能しなくなったところから虐待という不適切なかかわりが表出されるのである。

そして最後に、包括的虐待として見ることで、虐待という事象に限らず、**いじめやハラスメント、体罰**といった虐待の構造と似ている周辺事象への理解も手が届きやすくなる。

以上のような利点が考えられるが、私が包括的虐待として捉えたいもう一つの重要な理由がある。虐待を発見する一般市民の立場に立つと、人が虐げられている行為を発見した場合、躊躇なく通告できるもっとわかりやすいシステムが必要ではないだろうか。児童虐待の発見者は児童相談所や福祉事務所、民生委員に通告することになっているが、高齢者虐待では生命又は身体に重大な危険が生じている場合、発見者は市町村に通告義務があり、そうでない場合は通告努力にとどまっている。そして、配偶者虐待では発見者は配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通告するように努めなくてはならず、医師その他の医療関係者は通告することができると定められている。要するに、個々の虐待によって通告先も違うし、通告のあり方にもかなり温度差がある。さらに、虐待への関係機関の措置や指導、助言のあり方となるとさらに違いが見られる。「虐待防止法」という名前は共通しているが、その前にくる用語が「児童」、あるいは「配偶者」「高齢者」によって、そこに定められている中身が大きく違う。

私が言いたいことは、虐待の被害を受ける対象が違うことで、これほど通告のシステムが違っていていいのだろうかということである。誤解のないように言うが、現在ある法律に基づいてなされている個々の虐待に対する対応がいけないと言っているのでは決してない。そこではより専門性を発揮させて、個々の虐待に対応できるように今後もしていくべきだと考えている。しかし、その一方で、虐待を包括的に捉える視点も必要であり、そうすることで虐待に対する意識やより適切な人権感覚が育まれていくのではないかと思うのである。そして児童虐待であれ、配偶者虐待であれ、高齢者虐待であれ、あるいはそれ以外の虐待であれ、虐待を受けたと思われる者を発見した者は特定された“ここ”という機関に通告するという一元化が図られ、個々の虐待防止法の大前提となる、いわゆる包括的虐待防止法というような法律の制定が望まれるところである。

子どもの虐待ホットライン
06-6762-0088
平日午前11時～午後5時

キッズライン
0120-786-810
毎月第1・3土曜日午後2時～7時